○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
四七号及び三百四十号	村上市岩崎字白岩三一一番一地内	北陸地方整備局国道事務所及び同局羽河川国道

供用開始の期日　平成二十九年三月十三日

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(三)(二)(一)

道路の区域名	道路線名	道路の種類	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道一号	一般国道一号	一般国道	丁目一〇一番から同市西区堀越一丁目一〇二番まで	後 前	三三・七メートル 二二・五メートル	〇〇・二キロメートル 九九三メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　県道三田西インター線改築工事（兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県三田市溝口字溝口尾、字切戸、字戸尻、字東長田、字安土頭、字梅ノ木町、字向川及び字八反坊、テクノパーク並びに長坂字大沢野、字池ノ向及び字城ケ谷地内

２　使用の部分　兵庫県三田市溝口字溝口尾、字切戸、字戸尻、字東長田、字安土頭、字梅ノ木町、字西長田、字向川及び字八反坊、東山字男谷丸山、テクノパーク、洞字兵ケ原並びに長坂字大沢野、字池ノ向及び字城ケ谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内までの延長966ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道三田西インター線改築工事及びこれに伴う国道拡幅工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「県道三田西インター線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための拡幅工事は、同条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道三田西インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、兵庫県三田市テクノパーク地内を起点とし、同市広野地内を終点とする延長約4,400ｍの主要幹線道路である。

本路線のうち、起点から三田市テクノパーク地内の溝口交差点までの延長約1,700ｍの区間は、兵庫県の「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成14年兵庫県条例第20号）により産業集積促進地区として指定された工業団地「北摂三田テクノパーク」内にあり、同地区内には国内トップシェアを誇る製薬会社等の工場が存する。このため、本路線は、工業団地への物流経路や従業員の通勤等にも利用されており、地域経済や市民の生活を支える路線として重要な役割を果たしている。

また、本路線は、同地区内の県道テクノパーク三田線等を介して、高速自動車国道中国縦貫自動車道及び六甲北有料道路の神戸三田インターチェンジに接続するなど、広域道路網形成の機能を併せ持つ重要な路線でもある。さらに、本路線は、兵庫県防災会議が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した「兵庫県地域防災計画」により緊急輸送道路に位置付けられており、「三田市地域防災計画」に位置づけられている広域避難所のテクノ公園や第一次避難所である三田市立長坂中学校へのアクセス道となるなど、緊急物資の輸送等においても重要な路線である。

しかしながら、本路線のうち、三田市上井沢地内の広野駅前交差点から同市広野地内の一般国道176号との接続部までの延長790ｍの区間（以下「現道」という。）は、ほとんどの区間が幅員狭小な１車線の道路であり、沿線にはＪＲ福知山線広野駅及び広野集落等が存在し、地域住民の日常生活における地域内交通と、北摂三田テクノパークをはじめとする工業団地等の物資運搬のための通過交通がふくそうしている状況にある。また、終点部の三田市広野地内の広野駅北交差点においては、ＪＲ福知山線と一般国道176号が近接しているため、ＪＲ福知山線の踏切を渡って一般国道176号に進入するための滞留長は、普通自動車１台分のスペースしかなく、踏切手前で後続車両が停滞するなど交通混雑の一因となっている。加えて、踏切部の車道幅員は3.8ｍしかなく、踏切部での通行車両等のすれ違いが困難な状況であるため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

また、現道のほとんどの区間は、歩道及び自転車歩行者道が整備されていないことから、歩行者や自転車（以下「歩行者等」という。）は路肩や車道を通行せざるを得ず、交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にもある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は7,488台／日であり、混雑度は3.05及び5.28、大型車混入率は17.9％となっている。

本件事業の完成により、本路線と一般国道176号が新たにバイパスで接続され、三田市北部・篠山方面から三田西インターチェンジへの南北方向のアクセス機能が強化されるとともに、通過交通と地域内交通が分散されるため、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものである。また、ＪＲ福知山線と立体交差する新たな道路が形成されることから、災害時に踏切を通過することなく、より速やかに防災施設等へアクセスできるなど、防災機能の向上が図られることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、生活環境等に与える影響について、起業者が任意で検討した結果によると、大気質、騒音及び振動のいずれの評価項目においても環境基準等を満たすものと予測されている。

また、起業者が任意で実施した既往の環境調査情報等による文献調査、学識経験者による聞き取り調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているホンモロコ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツチフキ、クロヒカゲモドキ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲナベブタムシ、ギフチョウ等、準絶滅危惧として掲載されているグンバイトンボ、フタスジサナエ等その他これらの分類に該当しない学術